

改正

平成23年5月20日要綱第24号

平成24年5月30日要綱第25号

平成27年3月31日要綱第18号

平成28年3月31日要綱第22号

令和2年5月13日要綱第40号

令和2年10月23日要綱第66号

令和3年4月9日要綱第32号

播磨町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、播磨町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

(給付の申請)

第4条 町長は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に診断書（様式第2号）及び小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。

2 町長は、申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに「調査書」（様式第3号）を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条 町長は、内容を審査の上、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第5号）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に日常生活用具給付委託通知書（様式第7号）を交付することにより委託して行うものとする。

2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

（費用の負担及び支払）

第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2により算定した額とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

4 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 町長は、前項の規定に違反したときには、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（給付台帳の整備）

第9条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成23年5月20日要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月30日要綱第25号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日要綱第18号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第22号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月13日要綱第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月23日要綱第66号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の播磨町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月9日要綱第32号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

日常生活用具の種目及び給付対象者

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにより温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要	66,000円	8年

		な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの		
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円 (年額)	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又	173,250円	5年

		は介助者が容易に使用し得るもの		
ストーマ装具（蓄便袋）者	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円 (年額)	—
ストーマ装具（蓄尿袋）者	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円 (年額)	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円 (年額)	—

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準 月額	徴収基準加 算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き 当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下 D 1階層	2,900	290
	3,001～ 5,800円 D 2	3,450	350	
	5,801～ 8,700円 D 3	3,800	380	
	8,701～ 13,000円 D 4	4,250	430	
	13,001～ 17,400円 D 5	4,700	470	
	17,401～ 22,400円 D 6	5,500	550	
	22,401～ 28,200円 D 7	6,250	630	
	28,201～ 58,400円 D 8	8,100	810	
	58,401～ 75,000円 D 9	9,350	940	
	75,001～ 96,600円 D 10	11,550	1,160	
	96,601～ 121,800円 D 11	13,750	1,380	
	121,801～ 175,500円 D 12	17,850	1,790	
	175,501～ 221,100円 D 13	22,000	2,200	
	221,101～ 380,800円 D 14	26,150	2,620	

		380,801～	549,000円D15	〃	40,350	4,040
		549,001～	579,000円D16	〃	42,500	4,250
		579,001～	700,900円D17	〃	51,450	5,150
		700,901～	849,000円D18	〃	61,250	6,130
		849,001～	1,041,000円D19	〃	71,900	7,190
		1,041,001円以上	D20	〃	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外のもので現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は、もちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものを

いう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

3 認定の基礎

- (1) 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とする。
- (2) 「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「本通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童が属し、その徴収基準月額算定に当たり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。
- (3) 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。
- (4) 生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- (5) 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

4 徴収基準額表の適用時期

別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

5 徴収基準月額の解釈

徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

6 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を

勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

7 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1号 (第4条関係)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

播磨町長

様

申請者 住所 加古郡播磨町

氏名

(対象者との続柄) _____

電話 () -

下記により日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	加古郡播磨町				
	疾病名					
	症状	具体的に記入してください。				
世帯の状況	氏名	対象者の続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)	
給付を受けたい用具の名称			希望する型式、規模等			
給付を希望する理由						
現在の住いの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴槽ともしていない 4 自分でできる	排泄	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる
給付上特に希望する事項						
備考						

(注意) この申請書には、対象者の扶養義務者の市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護を受けている方の場合、その旨についての福祉事務所長の証明書)

診 断 書

患 者 氏 名		生年月日	年 月 日生	男・女
患 者 住 所				
疾 病 名				
症 状 〔日常生活用具を必要とする身体の状況等〕				
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か 〔当面、在宅での療養が可能であると判断できるか〕				

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

医療機関の電話番号

電子メールアドレス

担当医師 氏名

医師の皆様へ

小児慢性特定疾病児童等の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、小児慢性特定疾病児童等が下記の対象者欄に掲げる身体の状況にあると認められた場合には下記の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解のうえ、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにより温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

様式第3号 (第4条関係)

調 査 書 (日常生活用具給付事業)

申請書受理番号				申請者		対象者	
受理年月日		年 月 日		氏 名		との続柄	
対象者	氏 名	男・女		生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住 所						
	疾病名						
世帯員の状況	氏 名	年 齢	対象者との続柄	課 税 状 況		備 考	
				当 該 年 度 分 市 町 村 民 税 均 等 割	当 該 年 度 分 市 町 村 民 税 所 得 割		
						
						
						
世帯区分	被保護世帯又は市町村民税非課税世帯		市町村民税均等割課税世帯		市町村民税所得割課税世帯		
住 ま	1 自家		2 借家 (貸主の諾否)				
給付 (貸与)	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動・その他該当する動作に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても一部介助 4 給付しても全介助 5 その他()				その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()		
	給付(貸与)の必要の有無	1 有	給 付 す る				
給 付 す る 用 具 名 (型式規模等)	2 無	(しない) 理由					
				予定価格			
				扶養義務者等が支払うべき額			
			公費負担				
そ の 他 特 記 事 項							
年 月 日				調査員 職名 氏名			

日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

播磨町長

回

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号		給付決定 年 月 日	年 月 日	
対象者氏名			疾病名		
給付する用具 名（含む型式 規模等）			納入業者名		
			納入業者の 住所等	(電話)	
価 格	円	扶養義務者が 支払うべき額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>				

注 意 事 項	<p>4. この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）</p> <p>5. この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p>
---------	---

様式第5号 (第5条関係)

日常生活用具給付券						
給付番号	第	号	給付券発行 年 月 日	年	月	日
対象者氏名				生年 月 日	年	月 日生 (歳)
居住地						
保護者氏名				対象者との 続 柄		
給付する 用具名 (型式規模等)	価 格	円	扶養義務 者が支払 うべき額	円	公 費 負 担 額	円
納入業者名			業 者 の 住 所	電話番号	-	-
この券の 有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日			
	業者の公費支払請求期限		年 月 日			
上記のとおり決定する。						
年 月 日						
播磨町長 印						
業 者 の 納付した日	年 月 日		扶養義務者よ り受領した額	円		
受領業者名及 び年月日	年 月 日		用具受領 保護者名	年 月 日		
確 認 者	確認年月日		年 月 日			
	職 名					
	氏 名		印			
そ の 他 特 記 事 項						

日常生活用具給付却下通知書

様

播磨町長

印

年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾病日常生活用具の給付につきまして
は、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知ください。

（却下理由）

審査請求

- ・この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- ・この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

日常生活用具給付委託通知書

様

播磨町長

印

下記のとおり小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を貴殿（社）に委託することに決定しましたので、被給付者より日常生活用具給付券の提示がありましたら、用具を納入してください。

給付番号		決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
住 所			
扶養義務者氏名			
給付する用具名称			
価 格		公費負担額	
扶養義務者が支払うべき額		支払期日	
納入予定期日			
備 考			